

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条及び会社法施行規則第200条に定める書面)

令和8年1月1日

株式会社イトーキ

事後開示書面

株式会社イトーキ（以下「存続会社」といいます。）は、令和7年1月27日付吸収合併契約（以下「本契約」といいます。）に基づき、令和8年1月1日をもって、伊藤喜オールスチール株式会社（以下「消滅会社」といいます。）の資産、負債その他一切の権利義務を承継する吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。したがって、本書に会社法第801条及び会社法施行規則第200条に規定する事項を記載し、備え置きます。

1. 本合併が効力を生じた日

令和8年1月1日

2. 消滅会社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第784条の2）

会社法第784条の2の規定による請求を行った株主は、1名もありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

消滅会社の唯一の株主は存続会社であり、かつ存続会社は消滅会社の特別支配株主に該当することから会社法第785条の適用はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議（会社法第789条）

消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、令和7年11月10日付の官報においてその債権者に対し公告を行うとともに、知れたる債権者に対し各別に催告をいたしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者は、1名もありませんでした。

3. 存続会社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第796条の2）

会社法第796条の2の規定による請求を行った株主は、1名もありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

存続会社は、会社法第796条第2項の規定による簡易合併手続を採用したため、会社法第797条の適用はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第799条）

存続会社は、会社法第799条の規定に従い、令和7年11月10日付の官報においてその債権者に対し公告を行うとともに、定款の定めにより電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者は、1名もありませんでした。

4. 本合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、令和8年1月1日をもって、本契約の定めに従い、消滅会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

令和8年1月5日（予定）

7. その他本合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

令和8年1月1日

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号
株式会社イトーキ
代表取締役 湊 宏 司



会社代表印

別紙 消滅会社の事前開示書面

事前開示書面

株式会社イトーキ（以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社とし、伊藤喜オールスチール株式会社（以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、ここに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条の規定に従い、以下の事項を記載した書面を備え置きます。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりの吸収合併契約を、令和 7 年 1 月 27 日に締結いたしました。

2. 合併対価の相当性に関する事項

存続会社は、消滅会社の発行済株式の全部を保有しているため、存続会社は、本合併に際して消滅会社の株主に対し、一切の対価を交付しないことといたしました。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当する事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当する事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 存続会社

① 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

② 存続会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事項はありません。

(2) 消滅会社

① 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

② 消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事項はありません。

6. 本合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

存続会社及び消滅会社の現時点での財務状況を勘案し、存続会社は本合併の効力発生後もなお債務に対して十分な返済余力を有すると判断しております。また、本合併の効力発生日以後の存続会社の収益状況について、存続会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

したがって、本合併の効力発生日以後、存続会社の負担する債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

7. 事前開示書面備置開始日以降、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

該当事項が生じましたら、直ちに開示いたします。

以上

令和7年11月10日

存続会社：大阪市中央区淡路町一丁目6番11号

株式会社イトーキ

代表取締役 湊 宏 司



会社代表印

消滅会社：千葉県野田市尾崎2288番地

伊藤喜オールスチール株式会社

代表取締役 松 田 勝 也



会社代表印

別紙1 吸収合併契約書（写）

別紙2 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙3 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等



合併契約書

株式会社イトーキ（本店 大阪市中央区淡路町一丁目6番11号）（以下「甲」という。）と伊藤喜オールスチール株式会社（本店 千葉県野田市尾崎2288番地）（以下「乙」という。）とは合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は合併当事者として、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する（以下「本合併」という。）。

（商号及び本店）

第2条 甲及び乙の商号及び本店は、次のとおりである。

- （1）甲：吸収合併存続会社
商号：株式会社イトーキ
本店：大阪市中央区淡路町一丁目6番11号
- （2）乙：吸収合併消滅会社
商号：伊藤喜オールスチール株式会社
本店：千葉県野田市尾崎2288番地

（本合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、乙の完全親会社であるので、乙の株主に対して一切の本合併の対価を交付しない。

（増加する資本金及び準備金の額等に関する事項）

第4条 前条により、本合併後の甲の資本金及び準備金の額等は増加しない。

（合併の効力発生日）

第5条 本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年1月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（合併契約承認決議）

第6条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併手続きにより、また、乙は、会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併手続きにより、株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行うものとし、甲及び乙は取締役会をそれぞれ開催し、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

（会社財産の引継）

第7条 甲は、効力発生日において、乙の一切の資産、負債及び権利義務を承継する。

(会社財産の善管注意義務)

第8条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

(従業員の処遇)

第9条 甲は、効力発生日をもって、原則として乙の従業員を甲の従業員として引継ぎ、引き続き雇用するものとする。なお、詳細については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産状況、経営状態に重要な変動を生じたときもしくは重大なデューデリジェンス上の誤りが発見されたときには、甲乙協議の上本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、第6条に定める取締役会の承認を得ることができない、もしくは法令等に定められた本合併の実行に必要な関係官庁の許認可を得られない場合には、その効力を失うものとする。

(本契約規定以外の事項)

第12条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がこれを保有する。

2025年1月27日

(本店) 大阪市中央区淡路町一丁目6番11号
(甲)(商号) 株式会社イトーキ
代表取締役 湊 宏 司



(本店) 千葉県野田市尾崎2288番地
(乙)(商号) 伊藤喜オールスチール株式会社
代表取締役 松田 勝也



(当期会計期間末)

伊藤喜オールスチール株式会社

(期首残高未確定)[決算仮締未実行]

(単位：円)

[illegible]

損 益 計 算 書

自 2024年 1月 1日 至 2024年 12月 31日

(当期累計期間)

伊藤喜オールスチール株式会社

(期首残高未確定) [決算仮締未実行]

(単位: 円)

科 目	金 額	
売上高		5,010,183,598
売上原価		4,010,540,485
【売上総利益】		【 999,643,113 】
販売費及び一般管理費	495,853,087	
【営業利益】		【 503,790,026 】
営業外収益		
受取配当金	104,640	
スクラップ 売却益	5,963,246	
受取手数料	1,272,084	
雑収入	3,300,902	
受取保険料	13,416,877	
受取賃貸料	720,000	
		24,777,749
営業外費用		
雑損失	1,256,859	
		1,256,859
【経常利益】		【 527,310,916 】
特別利益		
固定資産売却益	459,997	
特別利益合計		459,997
特別損失		
固定資産除却損	429,435	
特別損失合計		429,435
【税引前当期純利益】		【 527,341,478 】
法人税、住民税及び事業税	159,405,525	
法人税等調整額	13,176,501	
		172,582,026
【当期純利益】		【 354,759,452 】

完成工事原価報告書

自 2024年 1月 1日 至 2024年 12月 31日

(当期累計期間)

伊藤喜オールスチール株式会社

(期首残高未確定) [決算仮締未実行]

(単位: 円)

科 目	金 額	
給与 (労務費)	440,961,567	
賞与 (労務費)	88,730,000	
賞与引当金 (労務費)	34,750,000	
法定福利費 (労務費)	91,773,027	
退職給付費用 (労務費)	8,936,978	
福利厚生費 (労務費)	15,960,713	
引入外注費 (労務費)	230,835,674	
運賃	34,125,659	
水道料	2,658,673	
電力費	115,622,302	
工場消耗品費	37,771,445	
減価償却費 (工場)	186,101,937	
研究開発費 (労務費)	1,883,766	
修繕費	55,972,662	
備品費	1,814,974	
税金	21,803,642	
リース料	1,022,400	
雑費	62,079,268	
計	1,432,804,687	

販売費及び一般管理費明細書

自 2024年 1月 1日 至 2024年 12月 31日

(当期累計期間)

伊藤喜オールスチール株式会社

(期首残高未確定) [決算仮締未実行]

(単位: 円)

科 目	金 額	
運賃	97,704,127	
倉庫料・荷役料	36,409,432	
販売促進費	6,245,661	
試験研究費	10,914,954	
交際費	652,274	
通信費	4,622,139	
家賃	1,091,520	
役員報酬	16,316,000	
給与 (人件費)	139,874,065	
賞与 (人件費)	27,210,800	
賞与引当金 (人件費)	11,049,000	
引入外注費 (人件費)	9,658,787	
法定福利費 (人件費)	33,885,247	
退職給付費用 (人件費)	9,129,573	
福利厚生費 (人件費)	18,934,779	
事務費	4,744,165	
電算事務費	20,004,837	
備品費	919,728	
消耗品費	807,678	
手数料	4,937,189	
営繕費	3,581,335	
保険料	294,942	
租税公課	3,638,030	
車輛費	2,169,720	
図書費	178,888	
教育訓練費	1,179,892	
減価償却費 (営業費)	11,358,276	
水道光熱費	76,345	
寄付金	15,000	
雑費	18,248,704	
計	495,853,087	

株主資本等変動計算書

自 2024年 1月 1日 至 2024年 12月 31日

(当期累計期間)

伊藤喜オールスチール株式会社

(期首残高未確定) [決算仮締未実行]

(単位：円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】		
【資本金】	当期首残高及び当期末残高	90,000,000
その他資本剰余金	当期首残高及び当期末残高	1,617,597,200
【利益剰余金】		
利益準備金	当期首残高及び当期末残高	26,050,000
任意積立金	当期首残高及び当期末残高	93,000,000
配当準備積立金	当期首残高及び当期末残高	60,000,000
繰越利益剰余金	当期首残高	1,898,841,677
	当期変動額 剰余金（その他利益剰余金）の配当	△173,407,080
	当期末残高	1,725,434,597
利益剰余金合計	当期首残高	2,077,891,677
	当期変動額	181,352,372
	当期末残高	2,259,244,049
株主資本合計	当期首残高	3,785,488,877
	当期変動額	181,352,372
	当期末残高	3,966,841,249
【評価・換算差額等】		
【繰延ヘッジ損益】	当期首残高	815,413
	当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	837,236
	当期末残高	1,652,649
評価・換算差額等合計	当期首残高	815,413
	当期変動額	837,236
	当期末残高	1,652,649
純資産合計	当期首残高	3,786,304,290
	当期変動額	182,189,608
	当期末残高	3,968,493,898

監 査 報 告 書

2024年1月1日から2024年12月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、使用人及び親会社の関係会社管理部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年2月5日

伊藤喜オールスチール株式会社

監査役 篠原 啓悟

